

土砂災害に関する 避難確保計画

【施設名： 】

令和 年 月 日 作成
日 改正

様式編 目 次

舞鶴市に提出

1	計画の目的	1	
2	計画の報告	1	様式 1
3	計画の適用範囲	1	
	施設周辺の避難地図	2	別紙 1
4	防災体制	3	様式 2
5	情報収集・伝達	4	様式 3
6	避難誘導	5	様式 4
7	避難の確保を図るための施設の整備	6	様式 5
8	防災教育及び訓練の実施	6	

個人情報等を含むため適切に管理 ※舞鶴市への提出は不要

9	防災教育及び訓練の年間計画作成例	7	様式 6
10	施設利用者緊急連絡先一覧表	8	様式 7
11	緊急連絡網	9	様式 8
12	外部機関等への緊急連絡先一覧表	9	様式 9
13	対応別避難誘導方法一覧表	10	様式 10
14	防災体制一覧表	11	様式 11

1 計画の目的

この計画は、土砂災害防止法第8条の2に基づくものであり、本施設の利用者の土砂災害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2 計画の報告

計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、土砂災害防止法第8条の2に基づき、遅滞なく、当該計画を舞鶴市長へ報告する。

3 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

【施設の状況】

人 数			
昼間・夜間		休日	
利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間 () 名	昼間 () 名	休日 () 名	休日 () 名
夜間 () 名	夜間 () 名		

【施設周辺の避難経路図】

土砂災害時の避難場所は、舞鶴市土砂災害ハザードマップ（ ）地区を確認し、以下の場所とする。

避難経路図

施設所在地	
避難場所	施設名： 住所：

4 防災体制

連絡体制及び対策本部は、以下のとおり設置する。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期	体制	活動内容	対応要員
以下のいずれかに該当する場合 ・舞鶴市に大雨（土砂災害）警報発表	注意体制確立	・気象情報等の情報収集	情報収集伝達要員
以下のいずれかに該当する場合 ・舞鶴市に土砂災害警戒情報発表 ・当該地区に避難準備・高齢者等避難開始発表	警戒体制確立	・避難情報等の情報収集 ・使用資機材の準備 ・保護者等への事前連絡 ・周辺住民への事前協力依頼 ・要配慮者の避難誘導	情報収集伝達要員 避難誘導要員 情報収集伝達要員 情報収集伝達要員 避難誘導要員
以下のいずれかに該当する場合 ・当該地区に避難勧告又は避難指示（緊急）発表	非常体制確立	・施設内全体の避難誘導	全職員

表内の事項のほか、統括管理者の指揮命令に従うものとする。

また、土砂災害の前兆現象を確認した場合、表内の避難誘導のタイミングに関わらず、避難を開始する。

前兆現象については、施設内の十分安全な場所から、可能な範囲で把握をする。

【土砂災害の前兆現象】

- ・がけの表面に水が流れ出す。
- ・小石がパラパラと落ちる。
- ・がけの樹木が傾く。
- ・樹木の倒れる音がする。
- ・斜面がふくらみだす。
- ・がけから水が噴き出す。
- ・がけからの水が濁りだす。
- ・樹木の根の切れる音がする。
- ・がけに割れ目が見える。
- ・地鳴りがする。

5 情報収集・伝達

(1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	テレビ ラジオ インターネット (例) ・ 気象庁 HP http://www.jma.go.jp/jma まいづるメール配信サービス http://service.sugumail.com/j-maizuru/ からの登録が必要
土砂災害警戒情報 土砂災害危険度情報 土砂災害警戒判定メッシュ情報	テレビ ラジオ インターネット (例) ・ 気象庁 HP http://www.jma.go.jp/jma ・ 福知山河川国道事務所 http://www.kkr.mlit.go.jp/hukuchiyama/ ・ 京都府土砂災害警戒情報ホームページ 舞鶴市土砂災害ハザードマップ参照
避難準備・高齢者等避難開始、 避難勧告、避難指示（緊急）	テレビ ラジオ 広報車等の広報等 防災行政無線 インターネット (例) 舞鶴市 HP http://www.city.maizuru.kyoto.jp まいづるメール配信サービス http://service.sugumail.com/j-maizuru/ からの登録が必要 舞鶴市の避難情報に係る緊急速報メール

(2) 情報伝達

- ① 「施設内緊急連絡網」に基づき、また館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、気象情報、避難等の情報を施設内関係者間で共有する。
- ② 舞鶴市から利用者の避難状況や安否情報の提供を求められる場合があるため、情報を整理しておく。

6 避難誘導

避難誘導については、次のとおり行う。

(1) 避難場所

避難場所は下表のとおりとする。また、悪天候の中の避難や、夜間の避難で危険を伴う場合は、がけから最も離れた施設内の最上階で屋内安全確保を図るものとする。その場合は、備蓄物資を用意する。

(2) 避難経路

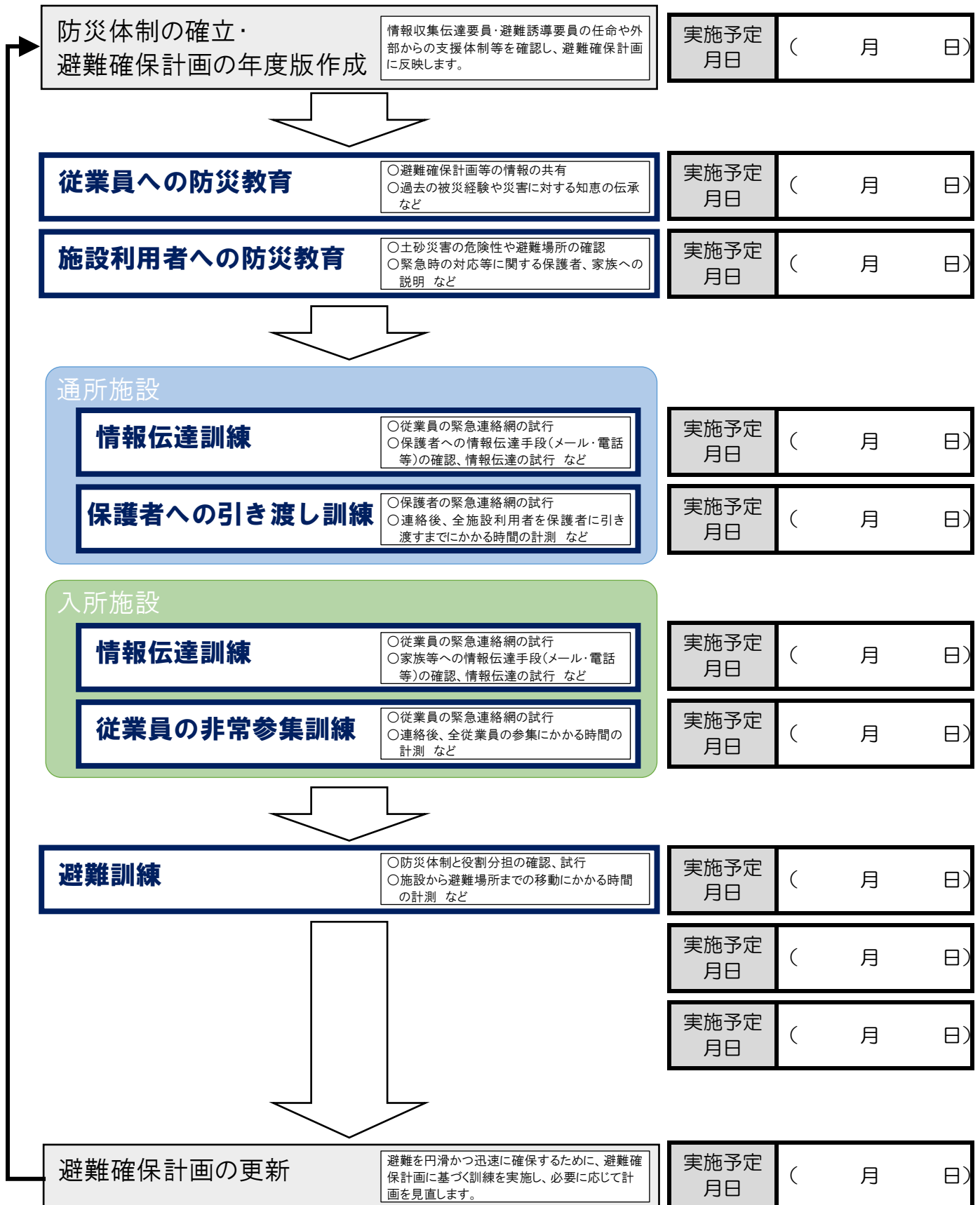
避難場所までの避難経路については、「別紙 1 避難経路図」のとおりとする。

(3) 避難誘導

避難場所までの移動距離及び移動手段は、以下のとおりとする。

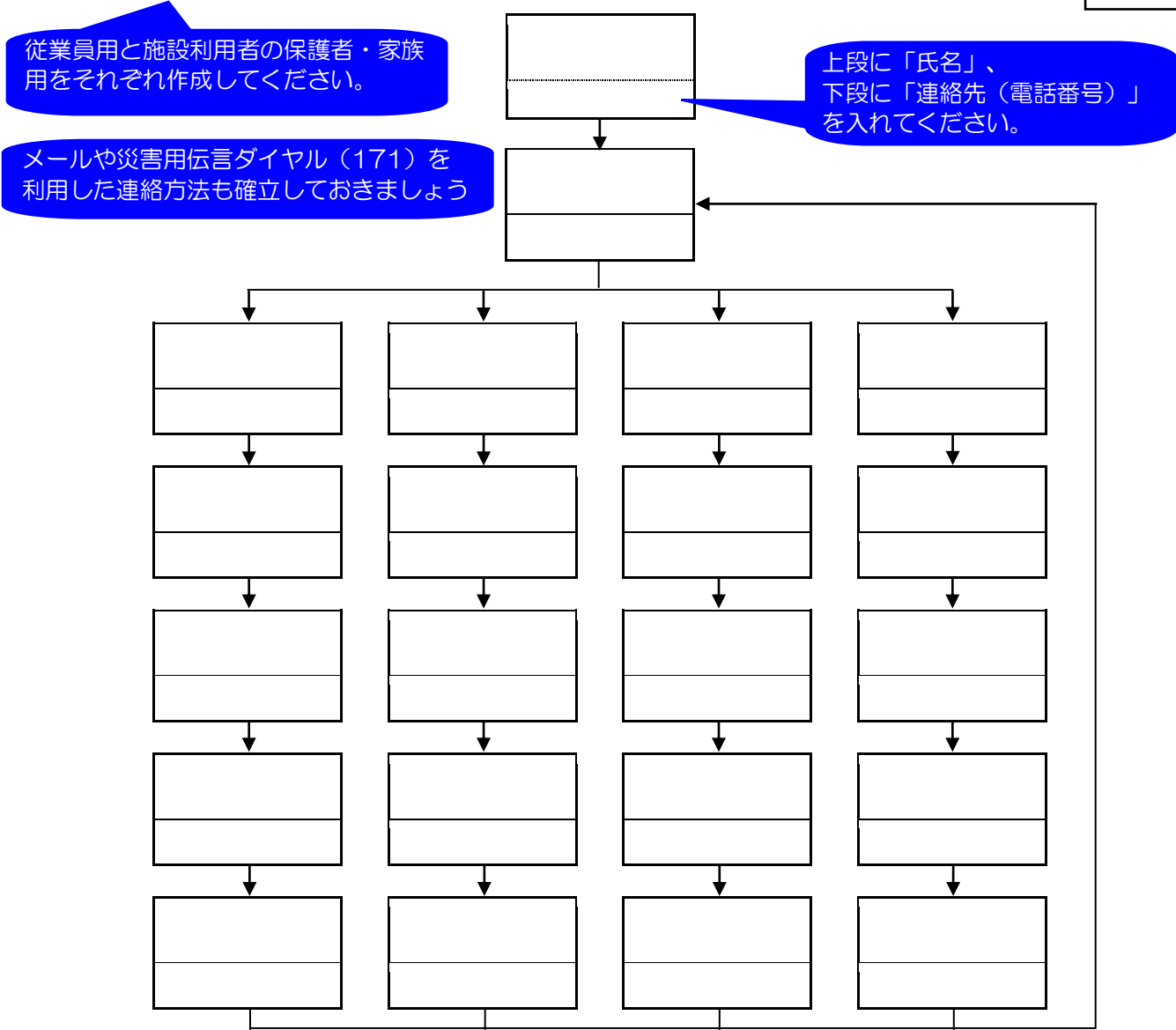
	名 称	移動距離	移動手段
避難場所		() m	<input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 車両 () 台
屋内安全確保			

9 防災教育及び訓練の年間計画作成例



11 緊急連絡網

様式 8



12 外部機関等への緊急連絡先一覧表

様式 9

連絡先	担当部署	担当者氏名	電話番号	連絡可能時間	備考
舞鶴市（防災担当）					
舞鶴市（福祉担当）					
消防署					
警察署					
避難誘導等の支援者					
医療機関					

管理権限者 () (代行者)

	担当者	役割
情報収集 伝達要員	班長 ()	<input type="checkbox"/> 自衛水防活動の指揮統制、状況の把握、 情報内容の記録 <input type="checkbox"/> 館内放送等による避難の呼び掛け <input type="checkbox"/> 土砂災害警戒情報等の情報の収集 <input type="checkbox"/> 関係者及び関係機関との連絡
	班員 () 名	
	・	
	・	
	・	

	担当者	役割
避難誘導 要員	班長 ()	<input type="checkbox"/> 避難誘導の実施 <input type="checkbox"/> 未避難者、要救助者の確認
	班員 () 名	
	・	
	・	
	・	